

三島市事業者等実態調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、不良・不適格業者を排除し、入札及び契約の適正化を推進するため、三島市の競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）の営業実態等の調査（以下「調査」という。）に関し、必要な事項を定める。

(調査対象)

第2条 調査の対象（以下「対象業者」という。）は、有資格業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 三島市内に本店を有する者
- (2) 三島市内に支店、営業所等の受任先を有する者

(調査員)

第3条 調査を行うため、三島市事業所等実態調査員（以下「調査員」という。）を置く。

- 2 調査員には、三島市職員を充てる。
- 3 調査員は、調査のため事業所等を訪問するときは、三島市職員服務規定（平成3年三島市訓令第2号）第5条に規定する身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(調査項目)

第4条 調査は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 事業所等の所在地
- (2) 営業活動の実態
- (3) 代表者又は受任者の勤務状況
- (4) 従業員の雇用状況
- (5) 技術者の資格及び恒常的雇用関係
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可及び帳簿の備付の状況
- (7) 事務又は営業活動に必要な機器等の設置状況
- (8) その他事業所等の実態に関する事項

(調査方法等)

第5条 調査は、対象業者に実態調査票の提出を求め、契約主管課長が必要と認めるときは、調査員が事業所等を訪問することにより行うものとする。なお、調査は原則として、対象業者に予告せずに行うものとする。

(調査報告)

第6条 調査員は、調査を実施したときは、速やかに事業所等実態調査報告書を作成し、契約主管課長に報告するものとする。

(改善指導)

第7条 市長は、調査の結果、改善を要すると判断したときは、事業所等実態調査改善指導書(様式第1号)により改善指導を行う。

2 前項の規定により改善指導を受けた対象業者は、事業所等実態調査改善報告書(様式第2号。以下「改善報告書」という。)により、指定された期日までに、市長に対し改善状況を報告しなければならない。

(再調査)

第8条 市長は、前条第2項の規定により改善報告書が提出された場合、対象業者が報告した内容に変更が生じた場合又は対象業者に新たな疑義が生じた場合には、調査員に再調査を命じることができる。

(入札参加の制限等)

第9条 市長は、第7条に規定する改善指導を行ったときは、改善報告書が提出され、改善が確認されるまでの間は、改善指導を受けた対象業者を入札に参加させないことができる。対象業者が正当な理由なく実態調査票を期限までに提出しない場合や調査を拒んだ場合も同様とする。

(監督行政庁への通報)

第10条 市長は、調査の結果、建設業法その他関係法令に違反があると認められるときは、監督行政庁に通報する。

(情報の取り扱い)

第11条 本調査で得た情報は、原則として入札契約業務以外には使用しないものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、調査に関し必要な事項は契約主管課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年10月14日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

様

三島市長

事業所等実態調査改善指導書

年 月 日に実施した貴社の実態調査の結果について、次のとおり改善を要する事項がありましたので、速やかに改善されるよう指導します。

この指導書に基づく改善状況を事業所等実態調査改善報告書により、提出期限までに提出してください。

なお、改善の確認ができるまで、入札参加はできないことを申し添えます。

1 改善事項

項目	内容

2 事業所等実態調査改善報告書の提出期限

年 月 日

3 提出先

三島市役所財政課契約係

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）三島市長

所在地

氏名・名称

代表者

印

事業所等実態調査改善報告書

年 月 日付けで指導のありました改善を要する事項については、次のとおり改善しましたので報告します。

1 改善内容

項目	内容

※写真、証明書、届出書等改善状況が確認できるものを添付してください。